

大阪市告示第476号

韃庭球場及び韃テニスセンターについて、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。）第16条の2第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条の2第5項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 韃庭球場の利用料金

単 位	利用料金	
	会費又は入場料を徴収しない場合	会費又は入場料を徴収する場合
1 場所 1 時間までご とに	800円	左記の5割増とする。

2 韃テニスセンターの利用料金

区 分	利用料金		
センター コート	会費又は入場料を徴収しない場合		会 費 又 は 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合
	日曜日、土曜日及び休日を除く日における使用	日 曜 日 、 土 曜	左 記 の 3 倍 と

							日 及 び 休 日 に お け る 使 用	す る。
午 前	午 後	夜 間	午 前 ・ 午 後	午 後 ・ 夜 間	終 日	1 時 間	左 記 の 2 割 増 と す る。	
18, 000 円	18, 000 円	18, 000 円 (1 月 か ら 3 月 及 び 12 月 に つ	36, 000 円	36, 000 円 (1 月 か ら 3 月 及 び 12 月 に つ	54, 000 円 (1 月 か ら 3 月 及 び 12 月 に つ	4,0 00 円	(但 し 時 間 貸 し に い つ て は 、 1 時 間 5,000 円)	

			い て は 、 9,0 00 円)		い て は 、 27, 000 円)	い て は 、 45, 000 円)			
その他の コート	1 場所 1 時間までごとに 1,600 円								左 記 の 5 割 増 と す る。
	中学校（これに準ずるものを含む。）及び高等学校（これに準ずるものを含む。）のクラブ活動による使用 1 場所 1 時間までごとに 800 円								
備 考									
<p>1 「午前」とは午前 9 時から午後 1 時まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「夜間」とは午後 5 時から午後 9 時まで</p> <p>4 / 1 ~ 5 / 31 （照明設備必要時間）18時から21時</p> <p>6 / 1 ~ 8 / 15 （照明設備必要時間）19時から21時</p> <p>8 / 16 ~ 9 / 30 （照明設備必要時間）18時から21時</p> <p>10 / 1 ~ 3 / 15 （照明設備必要時間）17時から21時</p> <p>3 / 16 ~ 3 / 31 （照明設備必要時間）18時から21時</p> <p>2 「休日」とは、国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下同じ。）に規定する休日をいう。</p>									

3 韃テニスセンターの附属設備の利用料金

種 別		単 位	利用料金
会議室(① ②)全		1時間までごとに	1,500円
会議室③ ④		1時間までごとに	1,000円
実況放送室		1回1日につき	500円
得点表示板	センターコート		24,000円
	その他のコート		3,000円
拡声装置	センターコート		18,000円
	その他のコート		4,300円
照明設備	センターコート		1時間までごとに
	その他のコート		2,700円
卓球台		1台1時間までごとに	400円

4 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)